

税理士法人協和会計事務所が発足し、有限会社協和ビジネスコンサルティングが旗揚げしてから早くも6ヶ月が経過しました。私達は、関与先の皆様との連携を強めるため「協和トピックス」を発刊することに致しました。税法改正、商法改正、審査事例その他その時々のカレントトピックスをお伝えして行くつもりです。御愛読下さいますようお願い致します。

一時所得とされる保険金収入の必要経費に新解釈 更正処分の全部取消しを勝ち取る!!

当会計事務所では、取締役をされているA社では、取締役および従業員に対して生命保険会社で保険契約を行っている。保険契約者はA社で、死亡時の受取人は親族、満期時および解約時の受取人はA社という保険内容であり、保険掛金の1/2がA社の費用と資産にそれぞれ計上されている。

A社では、社長X氏および取締役Y氏が退職するに際して、この保険契約の名義をA社からX氏およびY氏に変更することによって、退職金の一部とした。この場合の退職金の額は、法人税基本通達に規定されている通り、退職時に保険契約を解約した場合の返戻金相当額とし、退職所得に関する源泉徴収が行われている。

その後数年して、Y氏はこの保険契約を解約して保険金を受け取った。この場合の所得は一時所得となるが、Y氏は解約返戻金を収入としA社退職時に退職金として課税された額を原価として所得計算を行い、K税務署に確定申告をした。

当局は所得税法施行令では「保険会社に支払った保険料のみが一時所得の必要経費」となっているとして更正処分

計算が間違っているとの連絡があった。原価として収入から差し引く額は、当該保険契約に関する保険掛金の合計額（退職時まで、全額A社が支払い済み）であり修正申告するように指示された。当会計事務所ではY氏から相談を受けたが、Y氏は当該保険契約がA社から退職金として受け取ったものであることをK税務署に説明した。

さらに、原価として収入から差し引く額を保険掛金の総額とすると、退職金として課税された額から保険掛金総額を差し引いた部分は退職金として既に課税されているため二重課税となる旨の主張をした。

K税務署では、この件を審議してY氏の主張が認められ修正申告は取り消しとなった。

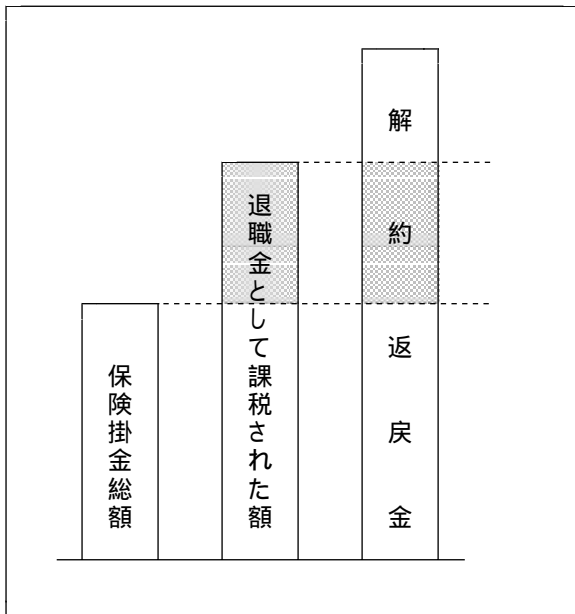
翌年X氏も保険契約を解約し、T税務署に同様に確定申告を行い、当会計事務所でも申告書にサインをした。数ヶ月してT税務署からY氏の時と同様にX氏に修正申告の指示があった。X氏もY氏と同様な主張をしたがT税務署では認められなかった。さらにK税務署からY氏に再び連絡があり、前年の修正申告をするように指示された。Y氏とX氏は納得がいかないため当会計事務所と相談の上、修正申告に応じなかった。その結果、K税務署とT税務署はY氏とX氏に更正処分を行った。

その後数ヶ月してK税務署からY氏に一時所得の

X氏、Y氏及び当事務所では「退職金として課税されたものが一時所得計算でも課税されると二重課税になる」と主張して審査請求

Y氏とX氏はすぐにK税務署、T税務署に当事務所を代理人として異議申立てを行ったが、所得税法施行令第183条第2項第2号で「保険契約に基づく一時所得の計算上、収入から差し引ける収入を得るために支出した金額は、支払った保険料の総額である」と規定されていることを理由として異議申立ては全面的に棄却された。

次の手段としてY氏とX氏は当事務所を代理人に立て、それぞれの税務署を管轄する国税局の不服審判所に審査請求を行った。



不服審判所は「退職所得として課税された金額は必要経費に含まれる」と判断更正処分を全部取消

不服審判所で調査・審理および合議を行った結果、Y氏は不服審判所で「K税務署の更正処分の全部を取り消す」との判決を受け主張が認められた。不服審判所の判決理由を要約すると、「保険契約を解約した場合の一時所得の計算上控除する金額については保険料の額とするのが一般的であるが、本件の場合にはY氏は退職金の一部として保険契約者の名義がA社から変更されたことにより保険契約に係る保険契約上の権利を取得し、さらに解約返戻金相当額で退職所得としての課税を受けているため、解約返戻金相当額が一時所得の金額の計算上収入を得るために支出した金額に含まれる。」という内容であり、税務署の税法解釈に誤りがあっただけで当方が主張した所得税法上の二重課税の問題はもともと生じ得ないというものであった。

また、X氏の場合には、不服審判所の判決がされる前にT税務署から更正処分を取り消したいとの連絡が不服審判所にあり、当方としては不本意であったが、不服審判所の要請により審査請求の取り消しを行った。ただし、当方の主張は全面的に認められる結果となった。

なお、税務署の税法解釈の誤りとはいえ、法律を盾にとった強引な修正申告懲憑、更正処分が行われていることは事実である。税務署から言われたからといって安易に応じると無駄な税金を払わされる可能性があるから注意しなければならない。

以上

<協和会計グループ>

協和監査法人

証券取引法・商法・学校法人・財団、社団法人・労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査などの企業経営に関するさまざまなビジネスアドバイザリーサービスを提供します。

税理士法人 協和会計事務所

税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。

有限会社 協和ビジネスコンサルティング

証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。
” 経理部丸ごと引受けもOK！ ”